

静岡市条例第81号

静岡市興行場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構造設備の基準)

第2条 法第2条第2項に規定する条例で定める興行場の構造設備の公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 床は、適当な防湿方法が施されていること。
- (2) 次に定める空気環境の基準に適合するように、適当な数の窓又は機械的換気装置が設けられていること。
  - ア 炭酸ガスの含有率は、100万分の1,500以下であること。
  - イ 浮遊粉じん量は、1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。
- (3) 照明設備は、次に定めるところにより設けること。
  - ア 観覧場、ロビー、休憩室、廊下、階段及び便所にあつては、床面において150ルクス以上の照度を満たす照明設備を設けること。ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障がないものについては、この限りでない。
  - イ 映写又は上演中の客席にあつては、床面において0.2ルクス以上の照度を満たす照明設備を設けること。
- (4) 喫煙所は、次に定めるところにより設けること。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示する場合にあつては、喫煙所を設けることを要しない。
  - ア 観覧場と区画された場所とし、喫煙所である旨を表示すること。
  - イ 喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造であること。
  - ウ 専用の換気設備を設けること。
- (5) 便所は、次に定めるところにより設けること。
  - ア 設置場所は、場内とすること。ただし、興行場を他の用途の建築物内に設置し、又は複数の興行場を同一階に設置する場合であつて、当該興行場に近接する便所を共用することができるときは、この限りでない。
  - イ 男性用及び女性用をそれぞれ設けること。
  - ウ 水洗便所であること。ただし、下水道その他これに類する施設がない場合には、改良

便槽のくみ取便所とすることができる。

エ 床面及び床面から少なくとも高さ1メートルまでの内壁は、不浸透性材料を用いて造られ、清掃を容易に行うことができる構造であること。

オ 適当な換気装置又は窓が設けられていること。

カ 清浄な水を供給することができる適当な数の流水式給水栓を有する手洗い設備及び消毒設備が設けられていること。

キ 便器は、次の区分に応じ、次に定める数以上を設けること。この場合において、便器の数は、男性用と女性用をおおむね同数とし、男性用便所には、小便器5以内ごとに大便器1以上を設けること。

(ア) 客席部の床面積の合計が600平方メートル以下の場合 20平方メートルにつき1の割合で算定した数

(イ) 客席部の床面積の合計が600平方メートルを超え、900平方メートル以下の場合 30に600平方メートルを超える部分の床面積30平方メートルにつき1の割合で算定した数を加えた数

(ウ) 客席部の床面積の合計が900平方メートルを超える場合 40に900平方メートルを超える部分の床面積60平方メートルにつき1の割合で算定した数を加えた数

(営業者が講ずべき措置の基準)

第3条 法第3条第2項に規定する入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 定員を超える数の者を入場させないこと。
- (2) 1日1回以上清掃し、常に清潔にすること。
- (3) 1日2回以上興行を行う場合は、前興行の終了後10分以上の休憩時間を設け、十分な換気を行うこと。
- (4) 入場者に喫煙所以外の場所において喫煙させないこと。
- (5) 伝染性の疾病にかかっている者を業務に従事させないこと。

(適用除外)

第4条 野外興行場（観覧席が野外に面した施設をいう。）については、第2条第1号から第3号まで、第4号イ及びウ並びに第5号キ並びに前条第1号及び第3号の規定は、適用しない。

2 仮設興行場（施設の設置期間が6月以内のものをいう。）については、第2条第1号から第3号まで及び第5号キ並びに前条第1号の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。